

2015年度
民事訴訟法講義
4

関西大学法学部教授
栗田 隆

裁判所

- 除斥・忌避（23条－27条）

公正な立場にある裁判官による裁判

- 具体的な事件において裁判官が事件あるいはその当事者等と特別な関係がある場合に、その裁判官を個別事件の職務執行から排除することが、裁判の公正を保ち、更に進んで、裁判の公正について国民の信頼を得るために、必要となる。
- そのために、より公正な立場にある裁判官が得られることを前提にして、除斥・忌避・回避の制度が設けられている。

T. Kurita

2

除斥（23条）

- 一定の事実（除斥原因）があれば、裁判官が職務の執行から法律上当然に排除されるとする制度。

T. Kurita

3

除斥原因

- 1・2・3・5号は、裁判官が当事者と深い関係があることにより公平な裁判の信頼が損なわれることを理由に認められたものである。
- 4号は、裁判官と証人・鑑定人とを分離して、事実の認定をより客観的なものにするための規定である。
- 6号は、不服申立てされた裁判や仲裁判断をなした者とその当否を判断する者とを分離することにより、審級制度や仲裁判断の裁判所による再審査制度の機能を維持するための規定である。

T. Kurita

4

除斥の効果

- 職務の執行から法律上当然に排除される。除斥の裁判（25条）は、確認の意味をもつにすぎない。
- 除斥原因のある裁判官がした訴訟行為は無効である。
- 除斥原因のある裁判官が判決に関与したことは、絶対的上告理由（312条2項2号）および再審事由である（338条1項2号）。

T. Kurita

5

忌避（24条）

- 除斥原因がなくても裁判の公平を妨げるような事情（忌避原因）があるときに、当事者の申立てに基づき、裁判によって裁判官を職務執行から排斥する制度。
- 忌避の裁判の確定により初めて裁判関与禁止の効力が生ずる。
- 忌避申立権濫用の場合の簡易却下 忌避申立が濫用的である場合には、本案裁判所が直ちにその申立を却下し、手続を進行させる

T. Kurita

6

回避（規則12条）

- 裁判官が自ら除斥または忌避原因があると考える場合に、自発的に事件に関与しないようにする制度。
- 裁判官が回避するには、司法行政上の監督権のある裁判所の許可が必要であり、この許可は裁判官会議が行うのが本則である（裁12・20・29）。